(当日配付)



総合計画の概要



総合政策部 政策推進課





(1)総合計画とは何か



総合計画とは、『市の目指すべき将来像』と『その実現に必要な諸施策の方向性』を定めるもので、市政の最も基本となる計画である。

総合計画

八戸市の諸計画の最上位計画

安 ・ 八戸市地域防災計画 ・ 八戸市地域公共交通総合連携計画 ・ 八戸市景観形成基本計画 ・ 八戸市中心市街地活性化基本計画 ・ 八戸市緑の基本計画 など

(建) 八戸市地域福祉計画 (水戸市高齢者福祉計画 水戸市次世代育成支援行動計画 八戸市障害者計画 (健康はちのへ21計画 八戸市食育推進計画 など 全 八戸市行財政改革大綱 八戸市男女共同参画基本計画 八戸市都市計画マスタープランなど

エ 八戸市環境基本計画 ネ環 新うみねこプラン ル境 バ戸市一般廃棄物処理基本計画 八戸市分別収集計画 など

展産 用業 八戸市雇用創出戦略ビジョン 八戸市農業計画 八戸市水産業復興ビジョン など

※上記の諸計画は第6次八戸市総合計画策定時のもの。今後、第7次八戸市総合計画の策定作業に合わせ、更新する。





(2)総合計画を策定する意義



総合計画を策定し、将来像や諸施策を定める目的は何か。

地域は、行政活動のみならず、民間企業や各種団体、住民個人など多様な主体による活動によって運営されている。そのため、より豊かな将来を実現するためには、公・共・私が同じ方向を目指しながら、それぞれの役割を認識し、活動していくことが重要となる。

また、行政には、複雑・多様化する住民ニーズ等により拡大する行政需要に対し、<u>限りある財源の中でどのような行政サービスをいつどのように展</u>開するのかという高度な判断が求められている。

市民との協働により策定した総合計画によって、官民の枠を超えてより多くの関係者が「将来像」や「諸施策」を共有するとともに、総合計画の政策評価を行政運営における政策判断や予算編成の指針とすることには重要な意義がある。



(3) 第7次八戸市総合計画の策定方針①



○ 第6次八戸市総合計画が令和2年度に最終年次を迎えるため、次の時代を切り拓き、市勢を更に発展させるためのマスタープランとなる「第7次八戸市総合計画」を令和元年度と令和3年度で策定する。

●計画期間

✓ 令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間

●構 造

✓ 第6次八戸市総合計画と同様に一層(基本構想+基本計画)とする。

●基本コンセプト

- ✓ 地域が一体となってまちづくりを推進するため、分かりやすい計画にする。
- ✓ 将来都市像の実現に向けて、EBPM(証拠に基づく政策立案)を実践し、実効性のある計画に する。
- ✓ 地域特性を生かした独創性のある計画にする。
- ✓ 環境の変化に対して柔軟に運用できる計画にする。
- ✓ 全ての行政計画の最上位計画として、「市政運営の基幹的機能」を担う。
 - 第7次八戸市総合計画が、「人口減少下においても将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するとともに、創造的復興を更に発展させるためのマスタープラン」としての役割を果たすため、現行の第6次八戸市総合計画を更に発展させる必要がある。
 - 第7次八戸市総合計画の策定に携わる関係者が、総合計画を策定する意義等を強く意識することが重要となるため、 策定方針において上記の基本コンセプトを定めている。



(3) 第7次八戸市総合計画の策定方針②



- 地域が一体となってまちづくりを推進するため、分かりやすい計画にする。
- → 市職員だけではなく、市民や民間事業者等にとっても、わかりやすい計画とするため、できる限りシンプルな構成にするとともに、策定後も積極的にPRし、地域が一体となったまちづくりを推進する。
- 将来都市像の実現に向けて、EBPM(証拠に基づく政策立案/Evidence Based Policy Making)を実践し、実効性のある計画にする。
- → 政策や施策を検討する際には、エビデンス(証拠)を意識しながら立案作業を進めるとともに、実効性を 確保するため、施策の成果の見える化を図る。
- ○地域特性を生かした独創性のある計画にする。
- → 統計情報等により地域の現状を客観的に分析するとともに、関係団体や住民の意見等を幅広く収集することにより、定量・定性の両面から地域の実情を深く捉えた上で、政策や施策を立案する
- 環境の変化に対して柔軟に運用できる計画にする。
- → 社会経済情勢等の環境変化に対応するため、策定後も継続的に現状確認を行うとともに、政策や施策の進 捗状況を把握し、それらの結果を踏まえ、柔軟かつ迅速な市政運営に努める。
- 全ての行政計画の最上位計画として、「市政運営の基幹的機能」を担う。
- → 総合計画と他の行政計画との関連性を整理するとともに、総合計画により行政資源の最適化を図る。





(4)総合計画策定委員会の概略



①八戸市附属機関設置条例に定める担任する事務

総合計画(総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき具体的な施策や事業を定めた計画をいう。以下同じ。)の策定に係る調査及び検討に関すること。

②八戸市総合計画策定委員会規則(抄)

●職 務

✓ 委員会は、総合計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して総合 計画の案を提出するものとする。

●組 織

✓ 委員会は、委員40人以内で組織する。 ⇒ 今回の策定委員会は34名(うち公募4名)で組織する。

●部 会

✓ 委員会に、総合計画の策定に関し専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて部会を置くことができる。 ⇒ 第6次八戸市総合計画の策定時も設置、今回も設置。

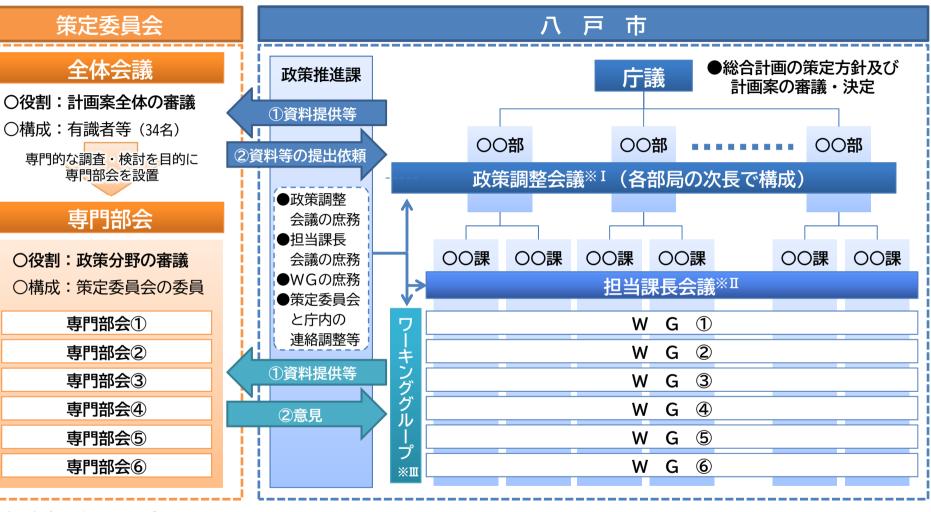
●資料提出の要求等

✓ 委員会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。



(5) 策定委員会と八戸市の協働策定体制





※専門部会及びワーキング グループの設置数は未

定。

今後、委員会の審議結果 を踏まえ決定する予定

【I.政策調整会議】

○役 割:総合計画の重要事項

の調整等

○構 成:各部局の次長

【Ⅱ.担当課長会議】

〇役 割: 臨時案件の調整、調査等

○構成:各課(室)長 ※必要に応じて随時開催 【Ⅲ. ワーキンググループ】

○役割:政策立案の実務作業

○構成:参事、副参事、主幹級等 の職員